

議案第133号

町の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画するものとする。

令和2年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

変 更 調 書

若葉1丁目を画する区域

大字南中丸字堀之内654の一部、655の一部、682の2、大字南中丸字台547の1の一部、548の4の一部、548の9の一部、548の11の一部、548の22の一部、548の29の一部、548の30の一部、550の1の一部、550の2の一部、550の5の一部、550の7から550の9までの各一部、551の一部、大字南中野字海老沼512の2、514の2、515の2、大字南中野字一ノ久保554の1から554の4まで、554の6から554の8まで、555の1、555の2、556の1から556の3まで、557の1から557の6まで、558の1から558の5まで、559の1から559の4まで、559の6、559の7、560の1、560の3、560の4の一部、561の1、561の3、561の4、562の1から562の11まで、563の1から563の4まで、563の5の一部、563の6、563の7、564から566までの各一部、567の1の一部、567の2の一部、568の1、568の2、569の1、569の2、570の1、570の2、571の1から571の3まで、572、573の1から573の4まで、574の1から574の6まで、575の1から575の4まで、576の1から576の5まで、577の1から577の5まで、578の1から578の3まで、579の1から579の5まで、580から582まで、583の1、583の2、584の1、584の2、585、586から588までの各一部、589、590の一部、591の一部、591の2、592の1、592の2、593の1から593の3まで、594の2から594の4まで、595、596の1、596の2、597、598の1、598の2、599、600の1から600の4まで、601から608まで、609の1から609の3まで、610、611、611の2、611の3の一部、611の4の一部、614、615、616の1から616の8まで、617の1から617の8まで、618、619の1から619の3まで、620の1、620の2、621の1から621の4まで、622、623の1から623の12まで、624の1から624の4まで、625の1から625の

6まで、626の1から626の3まで、626の5から626の14まで、627の1から627の7まで、627の9から627の11まで、628の1から628の6まで、629、630の1、631の1、631の2、631の5、632の1から632の4まで、633の1、634、635の1、636の1、637の1、637の3から637の5まで、638の1から638の9まで、639の1から639の8まで、639の10から639の12まで、640の1から640の8まで、640の11から640の19まで、641、642の1から642の7まで、643の1から643の3まで、643の5から643の7まで、643の9から643の17まで、644の1、644の3から644の5まで、645の1から645の3まで、645の5、646の1から646の5まで、647の1から647の5まで、647の9から647の14まで、648の1、649の1、650から653まで、654の1から654の5まで、655から657まで、658の1から658の7まで、659の1から659の7まで、660の1から660の3まで、661の1から661の4まで、661の5の一部、661の6から661の8まで、661の9の一部、661の10から661の12まで、662の1の一部、662の2、662の3の一部、662の4の一部、662の5、662の6、662の7の一部、662の8、662の9、662の11の一部、662の12、662の15の一部、662の16から662の22まで、662の23の一部、662の24の一部、662の25から662の31まで、663の1から663の3まで、664の1、664の4から664の6まで、664の7の一部、664の8、664の9、665、666の1、666の2、667の1、667の2、668の1から668の3まで、669の1、669の4、670の1、670の2、670の5から670の11まで、大字南中野（元膝子分）字一ノ久保3061から3063まで及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

若葉2丁目を画する区域

大字南中丸字台538の1、538の5、539の1、539の4、539の7、539の8、540、541の1、541の2、542の1、542の2、543の1から543の5まで、544の1、544の2、545の1、546の1、547

の1の一部、548の1から548の3まで、548の4の一部、548の5、548の6、548の8、548の9の一部、548の10、548の11の一部、548の12から548の21まで、548の22の一部、548の23から548の28まで、548の29の一部、548の30の一部、550の1の一部、550の2の一部、550の3、550の4、550の5の一部、550の6、550の7から550の9までの各一部、551の一部、552、553、554の1、554の2、555の1から555の4まで、565の1から565の11まで、566の1から566の3まで、567から569まで、570の1から570の6まで、616の1、616の2、617の1、617の3、617の7、618の2、618の12、619の1から619の3まで、620の1から620の7まで、621、622の2、623の2、624の2、625、626の2、630から635まで、636の1から636の4まで、637から649まで、650の1、650の2、大字南中丸字堀之内651の1から651の3まで、652、653、654の一部、655の一部、656から658まで、661の1、661の2、662の1、662の2、663の1から663の3まで、664、665の1から665の11まで、666の1から666の8まで、667から674まで、675の1、675の2、676から682まで、682の2の一部、683の1から683の3まで、684、684の2、694の1から694の4まで、716の1、717の1、717の24から717の31まで、717の37から717の39まで、717の66、717の67、717の83から717の99まで、717の103から717の106まで、717の111から717の115まで、734の322、743の1、743の28、743の42から743の44まで、745の36、745の37、745の42、745の43、746、747の1、747の2、748の1から748の15まで、749の1、749の3から749の10まで、753、大字南中丸字合野谷754の2から754の4まで、791の12、813の3、813の6、大字南中野字海老沼494の3、大字南中野字一ノ久保560の4の一部、563の5の一部、564から566までの各一部、567の1の一部、567の2の一部、586から588までの各一部、590の一部、591の一部、611の3の一部、611の4の一部、661の5の一部、661の9の一部、662の1の一部、662

の3の一部、662の4の一部、662の7の一部、662の11の一部、662の15の一部、662の23の一部、662の24の一部、664の7の一部、大字東新井字海老沼上596の1及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

(令和2年1月9日調査)